

訓令

埼玉県
埼玉県議会
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会
訓令第一号

本庁
地域機関
埼玉県議会議務局
埼玉県教育局
埼玉県警察本部

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県議会議長 齊藤正明
埼玉県教育委員会教育長 小松弥生
埼玉県公安委員会委員長 松本輝夫

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼玉県

埼玉県議会議長
埼玉県教育委員会
埼玉県公安委員会
訓令第一号の
一部を次のように改正する。

別表第一中「電気工事
事務所長」を「公園・公園
事務所長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。